

報告第33号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成27年8月27日提出

亀山市長 櫻井義之

別紙

専決処分書

専決第7号

専決処分書

訴えの提起について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年8月11日専決

亀山市長 櫻井義之

亀山市は、別紙物件目録記載の建物に関し、次のとおり訴えを提起（和解を含む。）する。

1 被告となるべき者の住所及び氏名
[REDACTED] [REDACTED]

2 請求の趣旨

- (1) 被告は原告に対し、別紙物件目録記載の建物を明け渡せ。
- (2) 被告は原告に対し、金18万5100円、平成27年5月1日から平成27年5月29日まで1か月金1万600円の割合による金員及び平成27年5月30日から建物明渡し済みまで1か月金2万1200円の割合による金員を支払え。
- (3) 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決並びに仮執行の宣言を求める。

3 訴訟遂行の方針

- (1) 市法律顧問の弁護士楠井嘉行と、楠井法律事務所所属の弁護士西澤博、弁護士赤木邦夫、弁護士小林明子、弁護士岸天聖、弁護士水谷昌人、弁護士田中友康、弁護士山田瞳及び原告訴訟代理人弁護士楠井嘉行復代理人の弁護士岩崎かほりを

訴訟代理人と定める。

(2) 第1審判決の結果、必要がある場合は、上訴する。

別 紙

物 件 目 錄

所 在 亀山市住山町 6 4 番地
住 宅 名 称 亀山市営住山住宅 A - 1 1 8 号
種 類 居宅
構 造 軽量鉄骨系プレハブセメント瓦葺平屋
床 面 積 3 6 . 5 2 m²